(1)～(3)　［略］

(4)　イ　種の保存法第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（二の表の備考2に基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表の備考2に基づき二の二号承認を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する貨物又は7の(4)から(6)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあっては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書）

ロ　［略］

(5)～(9)　［略］

9　(1)～(6)　［略］

(7)　二の表の備考2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

ロ　［略］

(5)～(9)　［略］

9　(1)～(6)　［略］

(7)　二の表の備考2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

備考　表中の「　」の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　三の9の(7)の改正規定（「ノルウェー」を「ナイジェリア、ノルウェー」に改める部分に限る。）　平成三十年五月二日

二　三の9の(7)の改正規定（「ベナン」を「ベルギー、ベナン」に改める部分に限る。）　平成三十年五月二十七日

三　三の9の(7)の改正規定（「エクアドル」を「ドミニカ共和国、エクアドル」に改める部分に限る。）　平成三十年六月十八日

四　三の9の(7)の改正規定（「アメリカ合衆国」を「英国、アメリカ合衆国」に改める部分に限る。）　平成三十年六月二十一日

官庁報告

国家試験

CBTによる平成29年度ITパスポート試験合格者

CBTによる平成29年度ITパスポート試験（3月実施分）の合格者を平成30年4月13日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成30年5月2日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　吉野　正芳